

放課後児童クラブの生活環境整備に関する研究 その4 静養スペースのタイプ別使用実態と指導員の考え

A Study of Living Environment in Clubs for After School Activities for Children
— Actual status of the usage of rest spaces by type and teachers' opinion —

鈴木 佐代 豊 増 美 喜 三 好 麻 央

Sayo SUZUKI Miki TOYOMASU Mao MIYOSHI
福岡教育大学家政教育講座 大分大学大学院工学研究科 福岡教育大学卒業生

(平成24年10月1日受理)

Keywords : clubs for after school activities for children 放課後児童クラブ, after-school childcare center
学童保育, living environment 生活環境, rest space 静養スペース, plan 平面構成

1 緒言

放課後児童クラブは、昼間、保護者が労働等により家庭にいない児童が、平日の放課後や土曜日、夏休み等の学校休業日を過ごす生活の場であり、学童保育所とも称される。近年、共働き家庭の増加により、その需要が高まっている。また、学校5日制と開設時間の延長により、児童が放課後児童クラブで過ごす時間は学校で過ごす時間より長くなっており¹⁾、家庭に代わる生活の場として質的向上が望まれる。

放課後児童クラブでは、遊びや学習などさまざまな活動が行われるが、滞在時間の延長により、くつろぐ、休息する、体調が悪くなったときに横になるといった静養行為の保証がより重要になると言える。しかし、全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査によると、静養できる部屋またはコーナーの整備状況は「専用設備がある」施設が45.4%、「なにもない」施設が32.6%であり²⁾、児童が静養できるスペースの整備は十分ではない。

一方、厚生労働省が2007年に策定した放課後児童クラブガイドラインには、「子どもが体調の悪いときなどに休息することができるスペースを確保すること」³⁾と明記されている。しかし、スペースの面積や必要な備品などの具体的な基準に

ついては記されていない。また、このガイドラインは推奨基準であり、法的拘束力はない。

そこで本研究では、北九州市の放課後児童クラブ（以下、クラブと称す）を対象とした調査から、児童の休息や体調不良、怪我への対応、および「子どもが体調の悪いときなどに休息することができるスペース」（以下、静養スペースと称す）の実態を明らかにする。静養行為への対応および静養スペースの分析を通して、保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもの心身の状態に適した施設環境として充実させるための整備課題を探る。

2 調査概要

(1) 北九州市の放課後児童クラブの概況

北九州市では近年、待機児童対策として施設数の増加、児童数の適正化として大規模施設の分割を進めている。小学校区に1施設以上のクラブが設置されており、2011年度の施設数は187箇所、登録児童数は8525人となっている⁴⁾。北九州市では、クラブを新設する場合は、小学校敷地内に専用施設を建設し、校区社会福祉協議会を中心とした運営委員会を設立して運営を委託する方針である。また2011年4月から設置されている全ての小学校区のクラブで、低学年や留守家庭に限ら

ず希望する全ての児童が利用できるようになった。

(2) 調査事例の概要

本研究では、北九州市内のクラブの中から2008～2010年度に新設された9施設を選定した。調査対象クラブの概要を表1に示す。

調査対象クラブは、小学校の敷地内または隣接地に立地する専用施設で、平屋建てが5例、2階建てが4例（ただしOクラブは、1階が小学校倉庫のため2階のみ使用）である。また、児童数の増加により、同一敷地内あるいは近隣に新しく建物を建設して施設空間を分けた分割クラブが5例ある。このような分割クラブの調査は、新棟の方を調査対象とした。

延床面積は、登録児童数や分割の有無と関係するため60.0m²から237.54m²まで差が大きい。室内空間は、児童が遊びや学習などの活動を行うスペース（以下、活動スペースと称す）を中心に、台所、洗面所、トイレ、事務室・事務スペースが配置される空間構成である。児童が主に利用する活動スペースの室数は、平屋建ての施設では1室、2階建ての施設では2室（1階と2階にそれぞれ1室）である。静養スペースについては後述する。

施設の開設時間は、平日の放課後は17時まで（延長保育は18時30分まで）、土曜日や夏休みなどの学校休業日は8時30分から17時まで（延長保育は18時30分まで）という施設が多い。学校休業日に延長保育を受ける児童は、クラブで約10時間を過ごしている。

(3) 調査方法

9施設を対象に、指導員対象のヒアリング調査と観察調査を行った。実施時期は2011年10～11月である。

ヒアリング調査の内容は、児童と指導員の数（登録数と調査日の実数）、一日の生活の流れ、休息の時間、体調不良や怪我をした児童への対応、静養スペースの使い方と備品、静養スペースに対する指導員の要望や満足度である。また観察調査では、静養スペースの使い方、設置備品等について図面採取と写真撮影による記録を行った。

3 結果および考察

(1) 休息の時間

全国学童保育連絡協議会編集・発行の「テキスト 学童保育指導員の仕事」によると、「静かに心身を休ませる時間が必要である」ことが夏休みの生活づくりのポイントとして述べられている⁵⁾。

調査対象施設のなかで、休息の時間を設けているのは9施設中6施設である。夏休み中の昼食後(S, O, N, TT, TM)、またはおやつ後(ED)に1～2時間程度、休息の時間をとっている。

休息の時間の過ごし方は、「部屋を暗くしてゴロゴロする、音楽をかける、休息することによって子どもたちの気持ちが落ち着く」(S)、「寝なくてもよいが静かにする」(ED)、「静かに遊ぶ」(TM)、「照明を消してDVDを観る」(O)であり、必ずしも昼寝（睡眠）の時間ではない。

一方、平日の放課後は滞在時間が短いことから休息の時間を設けていない。なお休息の時間がな

表1 調査対象クラブの概要

クラブ名	所在地 (北九州市)	設置場所	施設形態	構造・階数	延床面積 (m ²)	施設使用 開始時期	登録 児童数	分割 クラブ*	平日の利用時間 (延長保育)	学校休業日の利用時間 (延長保育)
S	小倉北区	小学校敷地内	専用施設	鉄骨造・2階建	160.60	2009.9	62人	-	～17:00 (18:45)	8:30～17:00 (18:45)
O	小倉南区	小学校敷地内	専用施設	鉄骨造・2階建**	60.00	2009.4	16人	-	お迎えまで	8:30～お迎えまで
N	小倉南区	小学校敷地内	専用施設	鉄骨造・2階建	160.60	2009.4	53人	分割	～17:00 (18:30)	8:30～17:00 (18:30)
K	若松区	小学校敷地内	専用施設	鉄骨造・平屋建	163.96	2010.4	46人	分割	～17:30 (18:30)	8:00～17:30 (18:30)
ED	八幡東区	小学校敷地内	専用施設	木造・平屋建	92.75	2010.4	48人	分割	～17:00 (18:30)	8:30～17:00 (18:30)
TT	八幡東区	小学校敷地内	専用施設	木造・平屋建	73.10	2008	15人	-	～17:00 (18:30)	8:30～17:00 (18:30)
TM	八幡東区	小学校隣接	専用施設	木造・平屋建	137.83	2010.4	81人	分割	～17:00 (18:30)	8:30～17:00 (18:30)
EI	八幡西区	小学校敷地内	専用施設	木造・平屋建	119.24	2009.11	62人	分割	～17:35 (18:30)	9:00～17:30 (18:30)
HN	八幡西区	小学校敷地内	専用施設	鉄骨造・2階建	237.54	2010.4	61人	-	～17:00 (18:30)	8:30～17:00 (18:30)

* 「分割」とは、適正な人数規模にするため、71人以上の大規模クラブを複数に分けること

** 1階は倉庫で2階のみ使用している

表2 クラブが備えている静養のための備品

クラブ名	布団	毛布	タオル ケット	バスタオル	座布団	救急箱	氷枕
S	○ (2組)				○	○	
O			○			○	
N	○ (1組)					○	
K		○ (1枚)	○ (4枚)			○	
ED	○ (1組)					○	
TT	○ (1組)					○	
TM	○ (2組)		○			○	
EI	○ (1組)		○	○		○	○
HN				○	○ (5枚)	○	

○印：クラブに備えているもの

いクラブ、日でも「眠たい」という児童がいれば昼寝をさせている (N, K)。

(2) 体調不良や怪我をした児童への対応

学校で体調不良になった児童は、クラブに来所せずに自宅に帰ることが多い。また、クラブに来てから体調不良になった場合は保護者に迎えに来てもらうため、クラブが体調不良児童を預かる時間は短い。対象施設の多くは入所時に平熱やかかりつけ医を聞いているが、指導員が体調不良児童を病院に連れて行くことはほとんどない。

怪我をした児童への対応については、擦り傷等の軽傷であれば備え付けの救急箱を使って消毒や絆創膏を貼るなどの処置をする。病院に行く必要のある大きな怪我への対応は、「指導員が病院に連れて行く」(S, EI), 「保護者が病院に連れて行く」(O, N, TM) のように対応が分かれる。また「病院に行くほど大きな怪我が起きたことがない」(K, ED, TT, HN) という施設もある。

以上のように、来所前から体調が悪い児童はクラブに寄らずに帰宅し、またクラブで体調不良になった場合もすぐに保護者に迎えに来てもらうため、クラブが体調不良児童を預かる頻度は少なく時間も短い。また、指導員が児童を病院へ連れて行くのは大きな怪我など緊急性が高い場合のみである。このような対応に、後に述べる静養スペースのタイプによる差はみられない。

(3) 静養のための備品

休息の時間や体調不良、怪我への対応のために、対象施設が備えている備品を表2に示す。全ての施設が、布団やタオルケットなどの寝具類と救急箱を用意している。夏休み中の午後の休息時間に

使用するバスタオルやハンドタオルは、児童が持参する。

(4) 静養スペースのタイプと使用実態

対象施設の静養スペースは3タイプに分類できた。「独立室」タイプが4例、「事務スペース内」タイプが2例、「活動スペース内」タイプが3例である。各タイプの静養スペースの概要と使われ方を表3に、各タイプの代表事例を図1～3、写真1, 2に示す。

1) 「独立室」タイプ (TM, K, ED, EI クラブ)

「独立室」タイプは、静養スペースが室として独立しているタイプである。設計段階から「休養室」という名称の和室が設けられている。和室(静養スペース)の面積は、8畳が3例(TM, K, EI), 3畳が1例(ED)である。EDクラブは、静養室として2室(洋室と和室)用意されていたが、事務室がなかったため洋室を事務室とし、和室3畳を静養スペースとして使用している。

今回調査の「独立室」タイプの静養スペースは、廊下を介さずに活動スペースと接続しており、TM, Kクラブでは「児童が休養するときは、活動スペースとの間の引き戸を少し開けておく」という使い方をしている。

また「独立室」タイプの特徴として、静養スペースを学習と遊びの空間の分離、子どもの個別指導や子どもの気持ちを落ち着かせる場所、プール遊びのときの更衣室、収納、来客室など多目的に使用していることがあげられる(K, ED, EI)。また、児童数の増加により活動スペースを広く使うために静養室を通常、読書スペースとしている例(TM)や隣接する第一学童(分割した学童)の

表3 静養スペースのタイプと使われ方

タイプ名	クラブ名	静養スペースの概要 ○常設 △臨時	図面上の記載	静養スペースの使い方・環境づくり
独立室タイプ	TM	○ 和室 /8 畳 13.25 m ² (活動室と直接つながる)	「休養室」(和室 8 畳 13.25m ²)	人数が多くなったため、通常は読書スペースにしている。静養室として使用する際は、他の子どもは入らないようにし、活動スペースとの間の引き戸を半分閉めて、指導員が近くにいるようにする。
	K	○ 和室 /8 畳 13.24 m ² (活動室と直接つながる)	「休養室」(和室 8 畳 13.24m ²)	静養以外に学習や遊びの空間を分ける、子どもの気持ちを落ち着かせる場、長机置き場として使用。活動スペースとの間の引き戸は通常開けているが、静養室として使用する際は少し隙間を残して閉める(多少の雑音がある方が子どもが落ち着くため)。
	ED	○ 和室 /3 畳 4.97m ² (事務室と直接つながる、 活動室との間仕切りは閉めている)	「休養室1」(洋室 12.42 m ²)と 「休養室2」(和室 3 畳 4.97m ²)	休養室1は事務室として使用。休養室2は静養以外に、収納スペース、指導員の荷物置き場として使用。
	EI	○ 第一学童の静養室を使用	図面に室名称なし(和室8畳)	隣接する第一学童の静養室を使用する。指導員一人が付き添う。静養室として計画された和室は、活動スペース、子どもの個別指導や子どもの気持ちを落ち着かせる場、来客室、プール時の更衣室として使用。すべての子どもが使用できるように和室に襖をつけないように要望した。
事務スペース内タイプ	HN	○ 事務室内に常設ベッドあり。	事務室内にベッド設置予定場所あり	ベッドは設置されていなかったため、子ども用ベッドを造ってもらった。子どもの様子がみれるようにカーテンは開けておき指導員が定期的に様子を見る。他の子どもには静かにするように指導する。体調の悪い児童が3人以上いる場合は、活動スペースの一部も静養スペースとして使用する。
	S	△ 必要に応じて2階事務コーナーに折り畳みベッドを出す。	なし	ベッドをパーティションで囲う。他の子どもたちには静かにするように指導する。体調が悪い子どもが2人以上いる場合は、活動スペースにも布団を敷く。静養以外に子どもの個別指導や子どもの気持ちを落ち着かせる場としても使用。
活動スペース内タイプ	O	△ 必要に応じて活動室内(床材:フローリング)にマットを敷く	なし	体調が悪い子どもがいる場合、事務スペースの横を長机で囲い、マットを敷く。
	N	△ 必要に応じて活動室内(床材:フローリング)に布団を敷く	なし	活動スペースが狭くなるため、設計段階で静養スペースをつくらないう要望した。体調が悪い子どもがいる場合、事務スペースの横(吐き気がある場合はトイレの近く)に布団を敷く。
	TT	△ 必要に応じて活動室内(床材:フローリング)に布団を敷く	カーテンレールで仕切る休養スペース(11.13m ²)あり	静養スペースを一人の児童ために使うと、活動スペースが狭くなるため、設計上の静養スペースは活動スペースとして使用。体調不良の子どもがいる場合は事務スペースの前に布団を敷く。

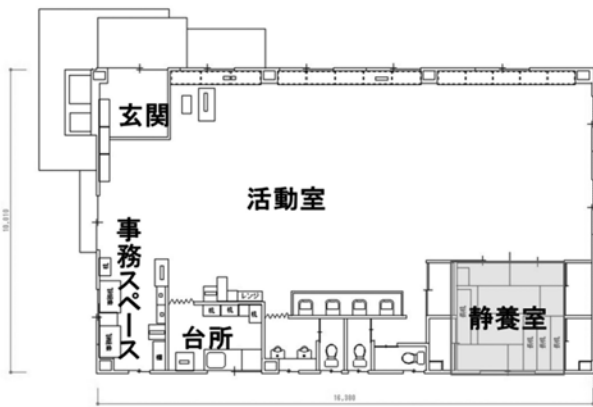
静養室を使用する例(EI)もある。

2) 「事務スペース内」タイプ(HN, Sクラブ)

事務スペースの中に静養スペースを設けているタイプである。事務室の一隅にベッドを常設している施設(HN)と、体調不良の児童がいる場合のみ、事務スペース内に折り畳みベッドとパー

ティションを出す施設(S)がある。前者のベッド常設の例(HN)は、設計段階からベッド設置場所があり、施設使用開始時に造りつけベッドを設置した。一方、後者の必要に応じて折り畳みベッドを出す例(S)は、静養スペースは計画されていなかった。

この2例は、事務スペースが活動スペースとつ



(平面図 S: 1/250)

図1 「独立室」タイプの例



写真1 「独立室」タイプの静養スペース

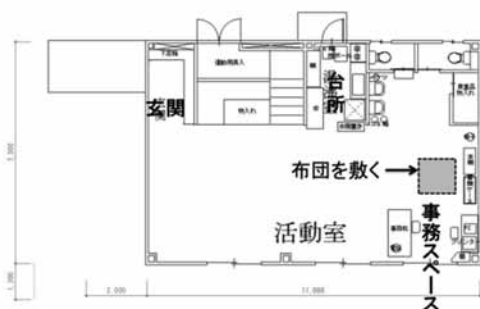


(平面図 S: 1/250)

図2 「事務スペース内」タイプの例



写真2 「事務スペース内」タイプの事務室内の常設ベッド



(1階平面図 S: 1/250)

図3 「活動スペース内」タイプの例

ながっているため、ベッドで休む児童がいる場合、他の児童には静かにするよう指導している。

また、ベッドが1台しかないため、体調不良の児童が複数いる場合は、活動スペースにも布団を敷くことで対応している。

3) 「活動スペース内」タイプ (O, N, TT クラブ)

静養のための専用空間がなく、必要に応じて活動スペース内に布団やマットを敷くタイプである。事務室に近い場所(指導員の目が届くように)やトイレに近い場所(吐き気がある場合)等に布団やマットが敷かれる。

このタイプには「もともと静養スペースはなかった、建物が完成してから引き渡されたので要望も出せなかった」例(O)もあるが、設計段階で指導員が「活動スペースが狭くなるので静養スペースをつくらないう要望した」例(N)、静養スペースをつくるためのカーテンレールが設置されているにもかかわらず「一人の子どものために使うと活動スペースが狭くなるため使用していない」例(TT)もある。指導員の側に活動スペースをより広く確保したいとの要望があり、静養スペースの設計変更や計画と異なる使い方がされている。

表4 静養スペースに対する指導員の考え（必要性と満足度）

タイプ名	クラブ名	静養スペースの必要性と理由		静養スペースの満足度と理由	
独立室タイプ	TM	必要	生活の場であり、自閉症など軽度の障害をもった子どもたちが隠れる場所・落ちつく場所としても必要だと思う。	満足していない	スペースが狭い。静養専用の部屋をつくり、遊び・勉強・おやつで分けたい。
	K	必要	休息する場所があることはとても大切。1つ空き部屋があることは静養目的だけではなく（宿題・遊び等）、色々な面で便利。	満足	十分な広さが確保されている。
	ED	必要	静かに休める場所は必要。病気がうつる場合がある。	満足	特に不便な点がない。
	EI	どちらでもない	学童は、みんなのものなので常に使える空間の方が良い。	満足	スペースを有効に使用できている。
事務スペース内	HN	必要	生活の場だから、体調が悪いときに休むところが必要。	満足	静養スペースを確保することができる。
	S	必要	子どもの体調が悪くなったときに、休養できる場所がないとかわいそう。	満足していない	他の作業の妨げになる、スペースが狭い、静養専用の個室が欲しい。
活動スペース内	O	必要ない	狭いので、遊ぶスペースがなくなる。	どちらでもない	あまり静養スペースを利用しない。
	N	必要ない	静養スペースをつくると狭くなるから。	どちらでもない	静養スペースを使用する頻度が少なく、時間使用する時間も短いため。
	TT	必要	毎日来る場所なので、体調が悪くなったときに休む場所は必要。学童にいる時間は長いので、とても大切な時間だと思う。	満足	特に不便な点がない。欲を言うなら、静養室が1部屋欲しかった。今のままだと子どもがゆっくり休むことができない。

(5) 静養スペースに対する指導員の考え

1) 静養スペースの必要性

静養スペースが必要かどうかについて、指導員の意見を表4に示す。「必要」と回答した施設は6施設（TM, K, ED, HN, S, TT）、「どちらでもない」が1施設（EI）、「必要ない」が2施設（O, N）である。

静養スペースが「必要」である理由は「生活の場だから、体調が悪いときに休むところが必要」（HN）、「自閉症などの子どもたちが落ち着く場所としても必要」（TM）、「病気がうつる場合があるため隔離する必要がある」（ED）等が挙げられている。

「どちらともいえない」の回答理由は、「常にみんなで使える空間の方がよい」（EI）である。

また「必要ない」の理由は「狭いので遊ぶスペースがなくなる」（O）、「静養スペースを確保すると活動スペースが狭くなる」（N）である。

タイプ別にみると「活動スペース内」タイプの2例が「必要ない」と回答しており、常設の静養スペースがない現状と一致している。

以上より、静養スペースが必要との回答が過半

数であるが、「どちらともいえない」「必要ない」という回答もあり、その理由は、静養スペースよりも活動スペースを優先したいという考えに基づいている。

2) 静養スペースの満足度

指導員の静養スペースに対する満足度を表4に示す。「満足」と回答した施設は5施設（K, ED, EI, HN, TT）、「どちらでもない」が2施設（O, N）、「満足していない」が2施設（TM, S）である。

「満足」の理由は、「静養スペースが確保されている」（K, EI, HN）、「不便な点がない」（ED, TT）である。タイプ別にみると、静養スペースを多目的に使用している「独立室」タイプの3施設（K, ED, EI）と、「事務スペース内」タイプで常設ベッドがあり、指導員の事務作業の妨げにならない1施設（HN）が「満足」と回答している。なお、常設の静養スペースがない「活動スペース内」タイプの1例（TT）も「満足」と回答しているが、「欲をいうなら静養室が欲しかった。今のままでは子どもがゆっくり休むことができない。

い。」とも回答していることから、この事例は必ずしも現状に満足しているわけではないと推察される。

次に「どちらでもない」の理由は、「静養スペースの使用頻度が少ない・使用時間が短い」(O, N)である。タイプ別では、「活動スペース」内タイプの3例中2例が「どちらでもない」と回答している。

一方、「満足していない」理由は、事例により異なるが、静養室を読書スペースと兼用している「独立室」タイプの1例(TM)は「休養する子どもがいると読書スペースとして使用できなくなる」ことが理由である。また、もう一例の体調不良の子どもがいる場合のみ折り畳みベッドとパーティションを出す「事務スペース内」タイプ(S)の場合は、「事務作業の妨げになる」ことが理由である。読書室や事務スペースのように特定用途の空間のなかに、静養スペースを臨時に設けると、本来の用途と静養行為が共存できないため、指導員は不満に感じると言える。

以上より、静養目的を優先し、かつ多様な用途に使用している「独立室」タイプ、指導員の事務作業の妨げにならない常設ベッド配置の「事務スペース内」タイプで満足度が高いといえる。

4 まとめ

北九州市の放課後児童クラブ9施設を対象に、児童の休息や体調不良、怪我への対応、および静養スペースの空間と使われ方、静養スペースに対する指導員の考えを明らかにした。

休息の時間は、暑く滞在時間が長い夏休みの午後に設けられている。すごし方は、昼寝、横になる、静かに遊ぶ等、クラブによりさまざまである。クラブで児童が体調不良になった場合、保護者にすぐに迎えに来てもらうため、クラブが体調不良児童を預かる時間は短い。また、指導員が児童を病院へ連れて行くのは大きな怪我など緊急性が高い場合のみである。

対象施設の静養スペースには、「独立室」タイプ、「事務スペース内」タイプ、「活動スペース内」タイプがみられた。「独立室」タイプおよび「事務スペース内」タイプの一部(ベッド常設の事例)は、常設の静養スペースが確保できている。しかし「事務スペース内」タイプの一部(臨時にベッドを出す事例)および「活動スペース内」タイプのように、静養空間が造られていなかった施設では、静養スペースは必要に応じて折り畳みベッドを出したり、ふとんを敷く応急的な空間となっ

たり、施設使用開始後に常設の静養スペースをつくる動きもみられない。

一方、指導員の満足度が高い静養スペースの形態は、静養目的を優先し多様な用途に使用している「独立室」タイプ、事務作業の妨げにならないベッド配置の「事務スペース内」タイプである。静養のための室あるいはベッドが常設され、他の用途の妨げにならない場合に満足度が高いと言える。

「独立室」タイプでは、静養スペースを学習と遊びの空間の分離、子どもの個別指導や子どもの気持ちを落ち着かせる場所、プール遊びのときの更衣室、収納、来客室など多様な用途に使用している。この多目的使用の実態から、生活の場としての放課後児童クラブには、遊びや学習以外の行為(例えば、児童の個別指導、児童の気持ちを落ち着かせる等)を行う空間が必要であることが示唆される。

指導員の多くが静養スペースを必要と考えているにもかかわらず、使用頻度の少なさや使用時間の短さから、常時使用する活動スペースの面積確保を優先したいという要望がある。施設全体の面積や、分割クラブや2階建てクラブにおける空間の使い方等を考慮して静養スペースのあり方を検討することが今後の課題である。

本研究は、平成23年度福岡教育大学研究推進支援プロジェクトの一環として実施した。

本稿は、三好麻央氏の2011年度福岡教育大学卒業研究論文をもとに筆者らが分析と考察を加えたものである。

調査に協力していただいた対象施設の皆様、および藤原陽子氏(福岡教育大学大学院修了生)、才田えり氏(福岡教育大学卒業生)に記して感謝の意を表します。

引用文献

- 1) 全国学童保育連絡協議会「2008年改訂版 学童保育 施設整備の手引き」全国学童保育連絡協議会, p.21 (2008年)
- 2) 全国学童保育連絡協議会「学童保育情報 2010-2011」全国学童保育連絡協議会, p.36 (2010年)
- 3) 厚生労働省「放課後児童クラブガイドラインについて(平成19年10月19日付雇児発第1019001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」厚生労働省ホームページ
- 4) 北九州市ホームページ,

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0277.html (2012年9月24日参照)

- 5) 全国学童保育連絡協議会「テキスト 学童保育指導員の仕事」全国学童保育連絡協議会, p.20 (2010年)